

令和3年度 神戸市立垂水小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

《はじめに》

垂水小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために『神戸市立垂水小学校 いじめ防止基本方針』を策定します。

平成26年3月 策定

令和3年4月 改訂

《「いじめ」とは・・・》

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。

《本校の教育目標》



1. 基本姿勢、基本認識

(1) 基本姿勢

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) 本校の教職員の姿勢

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・児童が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図ります。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童に伝えます。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努めます。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を大切にします。
- ・「いじめ問題」についての理解を深め、自己の人権感覚を磨きます。
- ・問題を抱え込まないで、校内委員会での情報共有に努め、組織で対応していく意識をもちます。

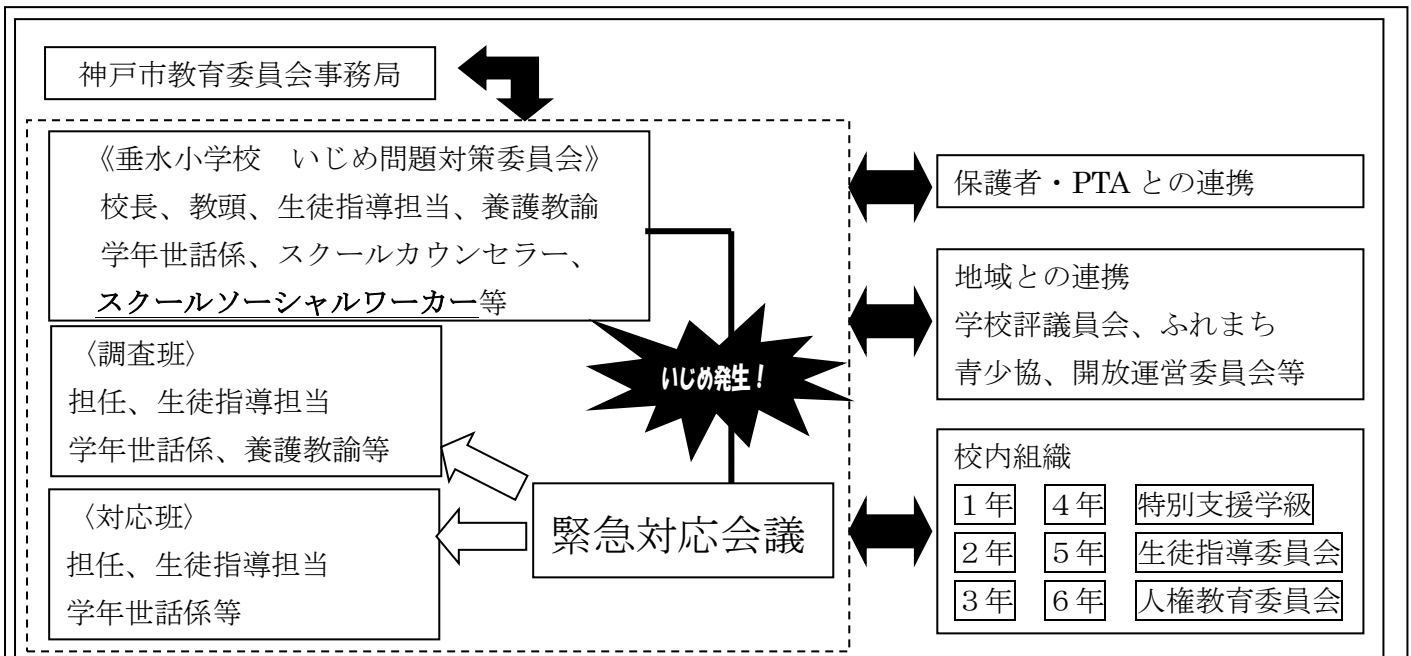
(3) 基本認識

○いじめとは・・・

- ・どの児童にも、どの学校・学級にも起こり得るものである。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. 対策・対応に向けた組織

〈組織図 (対応チーム)〉



[状況に応じて]

暴行、恐喝、傷害等、刑法に抵触する時 → 垂水警察署、神戸垂水少年サポートセンター

当該児童の家庭環境等に問題がある時 → 神戸市子ども家庭センター、垂水区役所子ども家庭支援室

当該児童の心身等に影響がある時 → 医療機関 等

他、通級指導教室 垂水教育相談所 垂水っ子応援団、学校支援アドバイザー、学校支援相談役

3. 基本的な対応方針

(1) いじめを未然に防止するために

- ・児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくように努めます。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、年に複数回、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていきます。
- ・幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養っていきけるように指導します。
- ・自他との意見の相違があっても調整し解決していける力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

(2) いじめを早期発見するために

- ・日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や教育相談などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討していきます。

(3) いじめの早期対応をするために

〈いじめの対応の基本的な流れ〉

いじめ情報の キャッチ	正確な実態把握	指導体制・ 方針決定	児童への指導・支援 (保護者との連携)	今後の対応
<ul style="list-style-type: none">・いじめ対応チームの召集・いじめられた子を徹底して守る・見守り体制を整備する	<ul style="list-style-type: none">・双方、周囲からの聴き取り、記録・関係教職員との情報共有・いじめの全体像の把握	<ul style="list-style-type: none">・指導のねらいを明確にする。・教職員の共通理解と役割分担・教育委員会、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">・いじめられた子の心配、不安を取り除く・いじめた子への毅然とした指導・保護者に具体的な対策を話し、協力を求める。	<ul style="list-style-type: none">・継続的な指導、支援・心のケア(カウンセラーの活用も)・心の教育の充実、学級経営の改善

(4) 特別支援を必要とする児童への配慮

- ・特別支援児童に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮します。
- ・個々の児童を尊重する教育推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進めます。

(5) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼します。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発していきます。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めます。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

4. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童および保護者に対しては、学校として責任説明があることを自覚し、真摯に情報を提供します。

5. その他

- ・この基本方針は本校の状況に応じて、「垂水小学校いじめ問題対策委員会」において点検・見直しを進め、適切に改訂を行います。